

三 成会社等の居住地国が二以上あるものその他政令で定めるものをいう。

四 特定多国籍企業グループ 多国籍企業グループのうち、直前の最終親会計年度における多国籍企業グループの総収入金額として財務省令で定める金額が千億円以上であるものをいう。

五 構成会社等 企業グループの連結財務諸表にその財産及び損益の状況が連結して記載される会社等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この号及び第八号において同じ。）その他の政令で定める会社等をいう。

六 最終親会社等 企業グループの構成会社等のうち、その企業グループの他の構成会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）を支配しているものとして政令で定めるもの（以下この号において「親会社等」という。）であつて、その親会社等がないものをいう。

七 最終親会計年度 最終親会社等の財産及び損益の計算の単位となる代理親会社等 特定多国籍企業グループの最終親会社等以外のいずれか一の構成会社等で、当該特定多国籍企業グループの国別報告事項又はこれに相当する事項を当該構成会社等の居住地国（当該最終親会社等の居住地国以外の国又は地域に限る。）の租税に関する法令を執行する当局に提供するものとして当該最終親会社等が指定したものを行う。

八 居住地国 次に掲げる会社等の区分に応じそれぞれ次に定める国又は地域をいう。

イ 外国の法令において、当該外国に本店若しくは主たる事務所又はその事業が管理され、かつ、支配されている場所を有することその他当該外国にこれらに類する場所を有することにより、法人税に相当する税を課されるものとされている会社等（ハに掲げる会社等を除く。）当該外国

ロ 外国に本店又は主たる事務所を有する会社等（イに掲げる会社等を除く。）当該外国

ハ 国内に本店又は主たる事務所を有する会社等 我が国

特定多国籍企業グループの構成会社等である内国法人又は当該構成会社等である恒久的施設を有する外国法人は、当該特定多国籍企業グル

- プの各最終親会計年度に係る最終親会社等届出事項（特定多国籍企業グループの最終親会社等及び代理親会社等に関する情報として財務省令で定める事項をいう。次項において同じ。）を、当該各最終親会計年度終了の日までに、特定電子情報処理組織を使用する方法により、当該内国外人にあつてはその本店又は主たる事務所の所在地、当該外国法人についてはその恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの（これらが二以上ある場合には、主たるもの）の所在地）の所轄税務署長に提供しなければならない。
- 6| 前項の規定により同項の特定多国籍企業グループに係る最終親会社等届出事項を提供しなければならないこととされる内国外人及び恒久的施設を有する外国法人が複数ある場合において、同項の各最終親会計年度終了の日までに、特定電子情報処理組織を使用する方法により、当該内国外人及び恒久的施設を有する外国法人のうちいずれか一の法人がこれらの法人を代表して同項の規定による最終親会社等届出事項を提供する法人の名称その他の財務省令で定める事項を当該一の法人に係る同項に規定する所轄税務署長に提供したときは、同項の規定にかかるわらず、同項の規定による最終親会社等届出事項を代表して提供するものとされた法人以外の法人は、同項の規定による最終親会社等届出事項を提供することを要しない。
- 7| 正当な理由がなくて第一項又は第二項の規定による国別報告事項をその提供の期限までに税務署長に提供しなかつた場合には、法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。次項において同じ。）、代理人、使用者その他の従業者でその違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。
- 8| 法人の代表者、代理人、使用者その他の従業者が、その法人の業務に關して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対しても同項の刑を科する。
- 9| 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は代理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
- 10| 前三項に定めるもののほか、第一項から第六項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項の提供)

- 第六十六条の四の五** 特定多国籍企業グループの構成会社等である内国法人又は当該構成会社等である恒久的施設を有する外国法人は、当該特定多国籍企業グループの各最終親会計年度に係る事業概況報告事項（特定多国籍企業グループの組織構造、事業の概要、財務状況その他の財務省令で定める事項をいう。次項及び第三項において同じ。）を、当該各最終親会計年度終了の日の翌日から一年以内に、財務省令で定めるところにより、特定電子情報処理組織を使用する方法により、当該内国法人についてはその本店又は主たる事務所の所在地、当該外国法人についてはその恒久的施設を通じて行う事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものとの所在地（これらが二以上ある場合には、主たるもののが所在地）の所轄税務署長に提供しなければならない。
- 2 前項の規定により同項の特定多国籍企業グループに係る事業概況報告事項を提供しなければならないこととされる内国法人及び恒久的施設を有する外国法人が複数ある場合において、同項の各最終親会計年度終了の日の翌日から一年以内に、特定電子情報処理組織を使用する方法により、当該内国法人及び恒久的施設を有する外国法人のうちいずれか一の法人がこれらの法人を代表して同項の規定による事業概況報告事項を提供する法人の名称その他の財務省令で定める事項を当該一の法人に係る同項に規定する所轄税務署長に提供したときは、同項の規定にかかるわらず、同項の規定による事業概況報告事項を代表して提供するものとされた法人以外の法人は、同項の規定による事業概況報告事項を提供することを要しない。
- 3 正当な理由がなくて第一項の規定による事業概況報告事項をその提供の期限までに税務署長に提供しなかつた場合には、法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。次項において同じ。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。
- 4 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関する前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して同項の刑を科する。
- 5 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代

表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

6 | 前三項に定めるもののほか、第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

### (内国法人に係る特定外国子会社等の課税対象金額等の益金算入)

#### 第六十六条の六 省略

#### 第六十六条の六 同上

#### 3 2 省略

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる内国法人に係る特定外国子会社等で、株式等若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるもの）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付け（次項において「特定事業」という。）を主たる事業とするもの（株式等の保有を主たる事業とする特定外国子会社等のうち、当該特定外国子会社等が他の法人の事業活動の総合的な管理及び調整を通じてその収益性の向上に資する業務として政令で定めるもの（以下この条において「統括業務」という。）を行う場合における当該他の法人として政令で定めるものの株式等の保有を行うものとして政令で定めるもの（以下この項において「事業持株会社」という。）を除く。）以外のものが、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその主たる事業（事業持株会社にあつては、統括業務とする。以下この項において同じ。）を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し（これらを有している場合と同様の状況にある場合として政令で定める場合を含む。）、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行っている（これらを自ら行つてある場合と同様の状況にある場合として政令で定める場合を含む。）ものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象金額については、適用しない。

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる内国法人に係る特定外国子会社等で、株式等若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式若しくはこれらに準ずるもの（これらの権利に関する使用権を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるもの）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付け（次項において「特定事業」という。）を主たる事業とするもの（株式等の保有を主たる事業とする特定外国子会社等のうち、当該特定外国子会社等が他の法人の事業活動の総合的な管理及び調整を通じてその収益性の向上に資する業務として政令で定めるもの（以下この条において「統括業務」という。）を行う場合における当該他の法人として政令で定めるものの株式等の保有を行うものとして政令で定めるもの（以下この項において「事業持株会社」という。）を除く。）以外のものが、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域においてその主たる事業（事業持株会社にあつては、統括業務とする。以下この項において同じ。）を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行つてあるものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める場合に該当するときは、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象金額については、適用しない。

#### 一・二 省略

#### 4 11 省略

#### 一・二 同上

第六十六条の七 前条第一項各号に掲げる内国法人が、同項又は同条第四項の規定の適用を受ける場合には、当該内国法人に係る特定外國子会社等の所得に対して課される外國法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外國法人税をいう。次項において同じ。）の額のうち、当該特定外國子会社等の課税対象金額に対応するもの（当該課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額又は当該特定外國子会社等の部分課税対象金額に対応するもの（当該部分課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該内国法人が納付する控除対象外國法人税の額（同法第六十九条第一項に規定する控除対象外國法人税の額をいう。第三項において同じ。）とみなして、同法第六十九条（第二十項を除く。）及び地方法人税法第十二条の規定を適用する。この場合において、法人税法第六十九条第十三項中「外國法人税の額につき」とあるのは、「外國法人税の額（租税特別措置法第六十六条の七第一項（内国法人における特定外國子会社等の課税対象金額等に係る外國税額の控除）又は第六十八条の九十一第一項（連結法人における特定外國子会社等の個別課税対象金額等に係る外國税額の控除）に規定する特定外國子会社等の所得に対する課される外國法人税の額のうちこれらの規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額を含む。以下この項において同じ。）につき」とする。

2 · 3 省略

**第六十六条の三 特殊関係株主等である内国法人が、前条第一項又は第四項の規定の適用を受ける場合には、当該内国法人に係る特定外国法人の所得に対して課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。次項において同じ。）の額のうち、当該特定外国法人の課税対象金額に対応するもの（当該課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額又は当該特定外国法人の部分課税対象金額に対応するもの（当該部分課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該内国法人が納付する控除対象外国法人税の額（同法第六十九条第一項に規定する控除対**

2 · 3 同上

第六十六条の七 前条第一項各号に掲げる内国法人が、同項又は同条第四項の規定の適用を受ける場合には、当該内国法人に係る特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。次項において同じ。）の額のうち、当該特定外国子会社等の課税対象金額に対応するもの（当該課税対象金額に相当部分課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額又は当該特定外国子会社等の部分課税対象金額に対応するもの（当該人が納付する控除対象外国法人税の額（同法第六十九条第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。第三項において同じ。）とみなして、同法第六十九条（第二十一項を除く。）及び地方法人税法第十二条の規定を適用する。この場合において、法人税法第六十九条第十四項中「外国法人税の額につき」とあるのは、「外国法人税の額（租税特別措置法第六十六条の七第一項（内国法人における特定外国子会社等の課税対象金額等に係る外国税額の控除）又は第六十八条の九十一第一項（連結法人における特定外国子会社等の個別課税対象金額等に係る外国税額の控除）に規定する特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額のうちこれらの規定により当該内国法人が納付するものとみなされ部分の金額を含む。以下この項において同じ。）につき」とする。

2  
·  
3  
同  
上

第六十六条の九の三 特殊関係株主等である内国法人が、前条第一項又は第四項の規定の適用を受ける場合には、当該内国法人に係る特定外国法人の所得に対して課される外国法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国人税をいう。次項において同じ。）の額のうち、当該特定外国法人の課税対象金額に対応するもの（当該課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額又は当該特定外国法人の部分課税対象金額に対応するもの（当該部分課税対象金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより、当該内国法人が納付する控除対象外国人税の額（同法第六十九条第一項に規定する控除対

象外国法人税の額をいう。第三項において同じ。)とみなして、同法第六十九条(第二十項を除く。)及び地方法人税法第十二条の規定を適用する。この場合において、法人税法第六十九条第十三項中「外国法人税の額につき」とあるのは、「外国法人税の額(租税特別措置法第六十六条の九の三第一項(特定外国法人の課税対象金額等に係る外国税額の控除)又は第六十八条の九十三条の三第一項(特定外国法人の個別課税対象金額等に係る外国税額の控除)に規定する特定外国法人の所得に対して課される外國法人税の額のうちこれらの規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額を含む。以下この項において同じ。)につき」とする。

## 2・3 省略

### (中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用)

第六十六条の十三 法人税法第八十条第一項並びに第一百四十四条の十三第一項及び第二項の規定は、次に掲げる法人以外の法人の平成四年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、適用しない。ただし、清算中に終了する事業年度及び同法第八十条第四項又は第一百四十四条の十三第九項若しくは第十項の規定に該当する場合のこれらの規定に規定する事業年度の欠損金額については、この限りでない。

## 1～4 省略

### (社会保険診療報酬の所得の計算の特例)

第六十七条 医療法人が、各事業年度(法人税法第六十四条の四第三項の規定の適用を受けた法人の同項に規定する救急医療等確保事業に係る業務を実施する事業年度として政令で定める事業年度を除く。)において第二十六条第一項に規定する社会保険診療につき支払を受けるべき金額が五千万円以下であり、かつ、当該各事業年度の当該支払を受けるべき金額が人の営む医業又は歯科医業に係るものとして政令で定める金額に限る。)が七千万円以下であるときは、当該各事業年度の総収入金額(当該医療法人の営む医業又は歯科医業に係して損金の額に算入する金額は、当該支払を受けるべき金額を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる率を

象外国法人税の額をいう。第三項において同じ。)とみなして、同法第六十九条(第二十一項を除く。)及び地方法人税法第十二条の規定を適用する。この場合において、法人税法第六十九条第十四項中「外国法人税の額につき」とあるのは、「外国法人税の額(租税特別措置法第六十六条の九の三第一項(特定外国法人の課税対象金額等に係る外国税額の控除)又は第六十八条の九十三条の三第一項(特定外国法人の個別課税対象金額等に係る外国税額の控除)に規定する特定外国法人の所得に対して課される外國法人税の額のうちこれらの規定により当該内国法人が納付するものとみなされる部分の金額を含む。以下この項において同じ。)につき」とする。

## 2・3 同上

### (中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用)

第六十六条の十三 法人税法第八十条第一項(同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、次に掲げる法人以外の法人の平成四年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、適用しない。ただし、清算中に終了する事業年度及び同法第八十条第四項(同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定に該当する場合の同法第八十条第四項に規定する事業年度の欠損金額については、この限りでない。

## 1～4 同上

### (社会保険診療報酬の所得の計算の特例)

第六十七条 医療法人が、各事業年度において第二十六条第一項に規定する社会保険診療につき支払を受けるべき金額を有する場合において、当該事業年度の当該支払を受けるべき金額が五千円以下であり、かつ、当該事業年度の総収入金額(当該医療法人の営む医業又は歯科医業に係るものとして政令で定める金額に限る。)が七千万円以下であるときは、当該事業年度の所得の金額の計算上、当該社会保険診療に係る経費として損金の額に算入する金額は、当該支払を受けるべき金額を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる率を

、当該社会保険診療に係る経費として損金の額に算入する金額は、当該支払を受けるべき金額を次の表の上欄に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額とする。

二千五百万円以下の金額	百分の七十二
二千五百万円を超える三千万円以下の金額	百分の六十二
三千万円を超える四千万円以下の金額	百分の五十七

2 前項の医療法人が法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合における前項の規定の適用については、同項中「五千万円」とあるのは「二千五百万円」と、「七千万円」とあるのは「三千五百万円」と、「二千五百万円」とあるのは「千二百五十万円」と、「三千万円」とあるのは「千五百万円」と、「四千万円」とあるのは「二二千万円」とする。

### 3・4 省略

#### (農地所有適格法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例)

第六十七条の三 農地法第二条第三項に規定する農地所有適格法人が、昭和五十六年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度において、当該期間内に次の各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛（家畜改良増殖法第三十二条の二第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされている肉用牛又はその売却価額が百万円未満（その売却した肉用牛が、財務省令で定める交雑牛に該当する場合には八十万元円未満とし、財務省令で定める乳牛に該当する場合には五十万円未満とする。）である肉用牛に該当するものをいう。以下この条において同じ。）があるときは、当該農地所有適格法人の当該免税対象飼育牛の当該売却による利益の額（当該売却をした日を含む事業年度において免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が千五百頭を超える場合には、千五百頭を超える部分の売却による利益の額を除く。）に相当する金額は、当該売却をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算

乗じて計算した金額の合計額とする。

同	同	同	上
同	同	同	上

2 前項に規定する法人が法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合における前項の規定の適用については、同項中「五千万円」とあるのは「二千五百万円」と、「七千万円」とあるのは「三千五百万円」と、「二千五百万円」とあるのは「千二百五十万円」と、「三千万円」とあるのは「千五百万円」と、「四千万円」とあるのは「二二千万円」とする。

### 3・4 同 上

#### (農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例)

第六十七条の三 農地法第二条第三項に規定する農業生産法人が、昭和五十六年四月一日から平成三十年三月三十一日までの期間内の日を含む各事業年度において、当該期間内に次の各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却した場合において、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛（家畜改良増殖法第三十二条の二第一項の規定による農林水産大臣の承認を受けた同項に規定する登録規程に基づく政令で定める登録がされている肉用牛又はその売却価額が百万円未満（その売却した肉用牛が、財務省令で定める交雑牛に該当する場合には八十万元円未満とし、財務省令で定める乳牛に該当する場合には五十万円未満とする。）である肉用牛に該当するものをいう。以下この条において同じ。）があるときは、当該農業生産法人の当該免税対象飼育牛の当該売却による利益の額（当該売却をした日を含む事業年度において免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が千五百頭を超える場合には、千五百頭を超える部分の売却による利益の額を除く。）に相当する金額は、当該売却をした日を含む事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算

の額に算入する。

一 家畜取引法第二条第三項に規定する家畜市場、中央卸売市場その他の政令で定める市場において行う売却 当該農地所有適格法人が飼育した肉用牛

二 農業協同組合又は農業協同組合連合会のうち政令で定めるものに委託して行う売却 当該農地所有適格法人が飼育した生産後一年未満の肉用牛

## 254 省略

5 事業年度が一年に満たない第一項の農地所有適格法人に対する同項の規定の適用については、同項中「が千五百頭」とあるのは「が千五百頭に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した頭数」と、「一千五百頭」とあるのは「当該計算した頭数」とする。

## 6 省略

7 第一項の規定を受けた同項の農地所有適格法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとする。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、免税対象飼育牛の売却による利益の額の計算方法、第一項の規定の適用を受けた同項の農地所有適格法人の利益積立金額の計算その他同項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

### (転廃業助成金等に係る課税の特例)

#### 第六十七条の四 省略

## 2511 省略

12 第二項（第九項において準用する場合を含む。次項及び第十四項において同じ。）又は第三項（第十項において準用する場合を含む。次項及び第十四項において同じ。）の規定の適用を受けた資産については、第五十三条第一項各号に掲げる規定は、適用しない。

## 13 14 省略

15 第一項、第二項、第四項又は第九項の規定は、確定申告書等にこれらの規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載

入する。

一 家畜取引法第二条第三項に規定する家畜市場、中央卸売市場その他の政令で定める市場において行う売却 当該農業生産法人が飼育した肉用牛

二 農業協同組合又は農業協同組合連合会のうち政令で定めるものに委託して行う売却 当該農業生産法人が飼育した生産後一年未満の肉用牛

## 254 同上

5 事業年度が一年に満たない第一項の農業生産法人に対する同項の規定の適用については、同項中「が千五百頭」とあるのは「が千五百頭に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した頭数」と、「一千五百頭」とあるのは「当該計算した頭数」とする。

## 6 同上

7 第一項の規定を受けた同項の農業生産法人の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第六十七条第三項及び第五項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとする。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、免税対象飼育牛の売却による利益の額の計算方法、第一項の規定の適用を受けた同項の農業生産法人の利益積立金額の計算その他同項の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

### (転廃業助成金等に係る課税の特例)

#### 第六十七条の四 同上

## 2511 同上

12 第二項（第九項において準用する場合を含む。次項及び第十四項において同じ。）又は第三項（第十項において準用する場合を含む。次項及び第十四項において同じ。）の規定の適用を受けた資産については、第五十三条第一項各号に掲げる規定（第四十六条の規定及び同条の規定に係る第五十二条の三の規定を除く。）は、適用しない。

## 13 14 同上

15 第一項、第二項、第四項又は第九項の規定は、確定申告書等にこれらの規定により損金の額に算入される金額の損金算入に関する申告の記載

があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

16  
19 省 略

(中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)

**第六十七条の五** 第四十二条の四第二項に規定する中小企業者又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの（事務負担に配慮する必要があるものとして政令で定めるものに限る。以下この項において「中小企業者等」という。）が、平成十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該中小企業者等の事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が三十万円未満であるもの（その取得価額が十万円未満であるもの及び第五十三条第一項各号に掲げる規定その他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「少額減価償却資産」という。）を有する場合において、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき当該中小企業者等の事業の用に供した日を含む事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該中小企業者等の当該事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が三百万円（当該事業年度が一年に満たない場合には、三百萬円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額。以下この項において同じ。）を超えるときは、その取得価額の合計額のうち三百万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度とする。

2  
5 省 略

(中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例)

**第六十七条の五の二** 青色申告書を提出する法人（第四十二条の四第二項に規定する中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第二条第一項に規定する金融機関から受けた事業資金の貸付けにつき、当該貸付けに係る債務の弁済の負担を軽減するため、同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に条件が

記載があり、かつ、当該確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

16  
19 同 上

(中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例)

**第六十七条の五** 第四十二条の四第二項に規定する中小企業者又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するもの（以下この項において「中小企業者等」という。）が、平成十八年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得し、又は製作し、若しくは建設し、かつ、当該中小企業者等の事業の用に供した減価償却資産で、その取得価額が三十万円未満であるもの（その取得価額が十万円未満であるもの及び第五十三条第一項各号に掲げる規定その他政令で定める規定の適用を受けるものを除く。以下この条において「少額減価償却資産」という。）を有する場合において、当該少額減価償却資産の取得価額に相当する金額につき当該中小企業者等の事業の用に供した日を含む事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。この場合において、当該中小企業者等の当該事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が三百万円（当該事業年度が一年に満たない場合には、三百萬円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額。以下この項において同じ。）を超えるときは、その取得価額の合計額のうち三百万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度とする。

2  
5 同 上

(中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例)

**第六十七条の五の二** 青色申告書を提出する法人（第四十二条の四第二項に規定する中小企業者に限る。以下この項において「中小企業者」という。）について平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に再生計画認可の決定があつたことに準ずる政令で定める事実が生じた場合（当該事実が生じた時において当該中小企業者に対する債権

の変更を受けたものに限る。以下この項において「中小企業者」という

。)について平成二十五年四月一日から平成三十一年三月三十日までの間に再生計画認可の決定があつたことに準ずる政令で定める事実が生じた場合(当該事実が生じた時において当該中小企業者に対する債権(当該事実の発生前の原因に基づいて生じた債権であるものに限る。以下この項において「再生債権」という。)を有する二以上の金融機関等(当該再生債権が投資事業有限責任組合契約等に係る組合財産である場合における当該投資事業有限責任組合契約等を締結しているものを除く。

の当該再生債権が当該事実に係る債務処理に関する計画の定めるところにより特定投資事業有限責任組合契約等に係る組合財産である場合における当該投資事業有限責任組合契約等を締結しているものを除く。)において、当該中小企業者が、その有する資産の価額につき政令で定める評定を行い、又は当該債務処理に関する計画に従つてその再生債権につき債務の免除を受けたときは、当該中小企業者の当該事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上、当該実を法人税法第二十五条第三項、第三十三条第四項及び第五十九条第二項に規定する政令で定める事実とみなして、これらの規定を適用する。この場合において、同項第一号中「政令で定める債権」とあるのは「政令で定める債権(租税特別措置法第六十七条の五の二第一項(中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例)に規定する政令で定める事実にあつては、同項に規定する政令で定める債権(租税特別措置法第六十七条の五の二第一項(中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例)に規定する政令で定める事実にあつては、同項に規定する政令で定める債権)と、同項に規定する債権に係る組合財産となる場合における当該債権」とあるのは「除く」とあるのは「除く、特定債権が同項に規定する債権に係る組合財産となる場合における当該特定債権を有する者を含む」と、「当該債権」とあるのは「特定債権」とする。

## 2・3 省略

### (特定目的会社に係る課税の特例)

**第六十七条の十四** 資産の流動化に関する法律(以下この項において「資産流動化法」という。)第二条第三項に規定する特定目的会社(以下この条において「特定目的会社」という。)のうち第一号に掲げる要件を満たすものが支払う利益の配当(資産流動化法第百十五条第一項に規定する金銭の分配を含む。以下この条において同じ。)の額(当該特定目

(当該事実の発生前の原因に基づいて生じた債権であるものに限る。以下この項において「再生債権」という。)を有する二以上の金融機関等(当該再生債権が投資事業有限責任組合契約等に係る組合財産である場合における当該投資事業有限責任組合契約等を締結しているものを除く。

の当該再生債権が当該事実に係る債務処理に関する計画の定めるところにより特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となる場合における当該投資事業有限責任組合契約等を締結しているものを除く。)の当該再生債権が当該事実に係る債務処理に関する計画の定めるところにより特定投資事業有限責任組合契約に係る組合財産となる場合における当該投資事業有限責任組合契約等を締結しているものを除く。)において、当該中小企業者が、その有する資産の価額につき政令で定める評定を行い、又は当該債務処理に関する計画に従つてその再生債権につき債務の免除を受けたときは、当該中小企業者の当該事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度の所得の金額の計算上、当該実を法人税法第二十五条第三項、第三十三条第四項及び第五十九条第二項に規定する政令で定める事実とみなして、これらの規定を適用する。この場合において、同項第一号中「政令で定める債権」とあるのは「政令で定める債権(租税特別措置法第六十七条の五の二第一項(中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例)に規定する政令で定める事実にあつては、同項に規定する政令で定める債権(租税特別措置法第六十七条の五の二第一項(中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例)に規定する政令で定める事実にあつては、同項に規定する政令で定める債権)と、同項に規定する債権に係る組合財産となる場合における当該債権」とあるのは「除く」とあるのは「除く、特定債権が同項に規定する債権に係る組合財産となる場合における当該特定債権を有する者を含む」と、「当該債権」とあるのは「特定債権」とする。

## 2・3 同上

### (特定目的会社に係る課税の特例)

**第六十七条の十四** 資産の流動化に関する法律(以下この項において「資産流動化法」という。)第二条第三項に規定する特定目的会社(以下この条において「特定目的会社」という。)のうち第一号に掲げる要件を満たすものが支払う利益の配当(資産流動化法第百十五条第一項に規定する金銭の分配を含む。以下この条において同じ。)の額(法人税法第

的会社の法人税法第二十四条第一項第三号から第五号までに掲げる事由によりその出資者に對して交付する金銭の額が当該特定目的会社の同法第二条第十六号に規定する資本金等の額のうちその交付の基団となつた当該特定目的会社の出資に對応する部分の金額として政令で定める金額を超える場合におけるその超える部分の金額を含む。以下この条において同じ。）で第二号に掲げる要件を満たす事業年度（以下この項において「適用事業年度」という。）に係るものは、当該適用事業年度の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その利益の配当の額が当該適用事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合は、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

## 一・二 省 略

2510

## 一・二 同 上

2510

### （投資法人に係る課税の特例）

第六十七条の十五 投資信託及び投資法人に関する法律（以下この条において「投資法人法」という。）第二条第十二項に規定する投資法人（第一号に掲げる要件を満たすものに限る。）が支払う法人税法第二十三条第一項第二号に掲げる金額（当該投資法人の同法第二十四条第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事由によりその投資主（投資法人法第二条第十六項に規定する投資主をいう。）に対し交付する金銭の額が当該投資法人の法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額のうちその交付の基団となつた当該投資法人の投資口（投資法人法第二条第十四項に規定する投資口をいう。第一号において同じ。）に對応する部分の金額として政令で定める金額を超える場合におけるその超える部分の金額その他の政令で定める金額を含む。以下この条等の額」という。）で第二号に掲げる要件を満たす事業年度（以下この項において「適用事業年度」という。）に係るものは、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その配当等の額が当該適用事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

## 一 次に掲げる全ての要件

一 同 上

二十四条の規定により利益の配当とみなされる金額を含む。以下この条において同じ。）で第二号に掲げる要件を満たす事業年度（以下この項において「適用事業年度」という。）に係るものは、当該適用事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。ただし、その利益の配当の額が当該適用事業年度の所得の金額として政令で定める金額を超える場合には、その損金の額に算入する金額は、当該政令で定める金額を限度とする。

イ 省 略

ロ 次のいずれかに該当するものであること。

(1) その設立に際して発行（当該発行に係る金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が、同項に規定する取得勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものに限る。）をした投資口の発行価額の総額が一億円以上であるもの

(2) 省 略  
ハ・ニ 省 略  
二 省 略  
259 省 略

（国外所得金額の計算の特例）

**第六十七条の十八** 内国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該内国法人の法人税法第六十九条第四項第一号に規定する本店等と同号に規定する国外事業所等（第四項及び第十三項において「国外事業所等」という。）との間の同号に規定する内部取引（以下この条において「内部取引」という。）の対価の額とした額が独立企業間価格と異なることにより、当該内国法人の当該事業年度の同法第六十九条第一項に規定する国外所得金額の計算上、当該内部取引に係る収益の額が過大となるとき、又は損失等の額（当該内部取引に係る同法第二十二条第三項各号に掲げる額に相当するものをいう。）が過少となるときは、当該内国法人の当該事業年度の同法第六十九条第一項に規定する国外所得金額の計算については、当該内部取引は、独立企業間価格によるものとするものとする。

3| 2 省 略

当該事業年度において内部取引がある内国法人は、当該内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）の作成がされている場合

イ 同 上

ロ 同 上

(2) 同 上  
ハ・ニ 同 上  
二 同 上  
259 同 上

（国外所得金額の計算の特例）

**第六十七条の十八** 内国法人の平成二十八年四月一日以後に開始する各事業年度において、当該内国法人の法人税法第六十九条第四項第一号に規定する本店等と同号に規定する国外事業所等（第十項において「国外事業所等」という。）との間の同号に規定する内部取引（以下この条において「内部取引」という。）の対価の額とした額が独立企業間価格と異なることにより、当該内国法人の当該事業年度の同法第六十九条第一項に規定する国外所得金額の計算上、当該内部取引に係る収益の額が過大となるとき、又は損失等の額（当該内部取引に係る同法第二十二条第三項各号に掲げる額に相当するものをいう。）が過少となるときは、当該内国法人の当該事業年度の同法第六十九条第一項に規定する国外所得金額の計算については、当該内部取引は、独立企業間価格によるものとする。

2 同 上

(1) その設立に際して発行（当該発行に係る金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集が、同項に規定する取得勧誘であつて同項第一号に掲げる場合に該当するものに限る。）をした投資口（投資法人法第二条第十四項に規定する投資口をいう。以下この号において同じ。）の発行価額の総額が一億円以上であるもの

における当該電磁的記録を含む。）を、当該事業年度の法人税法第七十四条第一項の規定による申告書の提出期限までに作成し、又は取得し、財務省令で定めるところにより保存しなければならない。

4 内国法人の当該事業年度の前事業年度（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該内国法人のその前日を含む連結事業年度。以下この項において「前事業年度等」という。）の一つの国外事業所等との間の内部取引（当該内国法人が当該事業年度において当該一の国外事業所等を有したこととなつた場合には、当該事業年度の当該一の国外事業所等との間の内部取引）が次のいずれにも該当する場合又は前事業年度等の当該一の国外事業所等との間の内部取引がない場合として政令で定める場合には、当該内国法人の当該事業年度の当該一の国外事業所等との間の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類については、前項の規定は、適用しない。

一 内部取引の対価の額とした額の合計額が五十億円未満であること。  
二 内部取引（特許権、実用新案権その他の財務省令で定める資産の譲渡若しくは貸付け（資産に係る権利の設定その他他の者に資産を使用させる一切の行為を含む。）又はこれらに類似する取引に相当するものに限る。）の対価の額とした額の合計額が三億円未満であること。

5 国税庁の当該職員又は内国法人の納稅地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、内国法人に各事業年度における同時文書化対象内部取引（前項の規定の適用がある内部取引以外の内部取引をいう。以下この項において同じ。）に係る第三項に規定する財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合において、当該内国法人の各事業年度における当該内部取引に係る第三項に規定する財務省令で定める書類（その写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から四十五日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたとき又は内国法人に各事業年度における同時文書化対象内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために重要と認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録を作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

3 国税庁の当該職員又は内国法人の納稅地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、内国法人が第十項において準用する第六十六条の四第六項に規定する財務省令で定めるもの又はその写しを遅滞なく提示し又は提出しなかつた場合において、当該内国法人の各事業年度における内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要なときは、その必要と認められる範囲内において、当該内国法人の当該内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

の項において同じ。）若しくはその写しの提示若しくは提出を求めた場合においてその提示若しくは提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類若しくはその写しの提示若しくは提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示若しくは提出がなかつたときに、当該内国法人の各事業年度における同時文書化対象内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するためには、その必要と認められる範囲内において、当該内国法人の当該同時文書化対象内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

6 国税庁の当該職員又は内国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、内国法人に各事業年度における同時文書化免除内部取引（第四項の規定の適用がある内部取引をいう。以下この項において同じ。）に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために重要なと認められる書類として財務省令で定める書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）又はその写しの提示又は提出を求めた場合において、その提示又は提出を求めた日から六十日を超えない範囲内においてその求めた書類又はその写しの提示又は提出の準備に通常要する日数を勘案して当該職員が指定する日までにこれらの提示又は提出がなかつたときに、当該内国法人の各事業年度における同時文書化免除内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該内法人の当該同時文書化免除内部取引に係る事業と同種の事業を営む者に質問し、当該事業に関する帳簿書類を検査し、又は当該帳簿書類（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

7 国税庁の当該職員又は内国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国

税局の当該職員は、内国法人の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、前二項の規定に基づき提出された帳簿書類（その写しを含む。）を留め置くことができる。

8 前三項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められた

4

国税庁の当該職員又は内国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、内国法人の内部取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、前項の規定に基づき提出された帳簿書類（その写しを含む。）を留め置くことができる。

前二項の規定による当該職員の権限は、犯罪捜査のために認められた

ものと解してはならない。

9| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第五項又は第六項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明

を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければなければならない。

10| 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第五項若しくは第六項の規定による当該職員の質問に対し答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第五項又は第六項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

省略

13| 12| 11|

第六十六条の四  
第八項

第六十六条の四第八項、第九項及び第二十項から第二十五項まで並びに第六十六条の四の二の規定は、国外事業所等を有する内国法人の内部取引につき、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

ものと解してはならない。

6| 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第三項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求をする場合には、その身分を示す証明

書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

7| 同 上

一 第三項の規定による当該職員の質問に対し答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第三項の規定による帳簿書類の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

同上

10| 9| 8|

第六十六条の四  
第六項

第六十六条の四第六項及び第十六項から第二十一項まで並びに第六十六条の四の二の規定は、国外事業所等を有する内国法人の内部取引につき、第一項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

として財務省令	同時文書化対象国外関連取引（前項の規定の適用がある国外関連取引以外の国外関連取引）	第六項	第六十六条の四 第八項
として同条第五項に規定する財務省令	同時文書化対象内部取引（第六十七条の十八第五項に規定する同時文書化対象内部取引）	同条第三項	同時文書化対象国外関連取引（前項の規定の適用がある国外関連取引以外の国外関連取引）

第六項	第一項	第六十七条の十八第一項
額	所得の金額又は欠損金	法人税の額から控除する 額

第六十六条の四 第九項	第六十六条の四 第八項第二号	第六十六条の四 第二項第一号二	第六十七条の十八第二項 第六项第一号二	第六十七条の十八第二項 第六项第一号二	第六十七条の十八第二項 第六项第一号二	第六十七条の十八第二項 第六项第一号二	第六十六条の四 第八項第一号	所得の金額又は欠損金 額
同項第二号	前項各号	財務省令	第一項	取引 連取引（第七項の規定 の適用がある国外関連 取引）	同時文書化免除国外関 連取引（第七項の規定 の適用がある国外関連 取引）	同時文書化免除内部取引 （第六十七条の十八第六 項に規定する同時文書化 免除内部取引）	第六十七条の十八第二項 の規定により第六十六条 の四の三第二項に規定す る方法に準じて算定する 場合における同項第一号 二	法人税の額から控除する 金額
同条第十三項において準 用する前項第一号	同条第十三項において準 用する前項各号	同条第六項に規定する財 務省令	同条第一項					



第六十六条の四 の二第四項	第六十六条の四の二第 一項(一)	国外関連取引に係る第 一項に規定する	の居住者又は法人とさ れる	法人と当該法人に係る 国外関連者	租税特別措置法	当該法人に係る国外関 連者との取引を第一項 に規定する独立企業間 価格と異なる対価の額 で行つた
第六十七条の十八第十三 項(国外所得金額の計算 の特例)において準用す る同法第六十六条の四の 二第一項(一)	第六十七条の十八第一項 に規定する内部取引に係 る同項に規定する	第六十七条の十八第一項 に規定する	に所在する	内国法人と当該内国法人 の第六十七条の十八第一項 に規定する国外事業所 等	租税特別措置法第六十七 条の十八第十三項(国外 所得金額の計算の特例) において準用する同法	第六十七条の十八第一項 に規定する内部取引に 係る同項に規定する 独立企業間価格 と異なる額とした

同上						
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
第一項(一)	第六十七条の十八第十項 (国外所得金額の計算の 特例)において準用する 同法第六十六条の四の二	同上	同上	同上	租税特別措置法第六十七 条の十八第十項(国外所 得金額の計算の特例)に おいて準用する同法	租税特別措置法第六十 七条の十八第十項におい て準用する同法

同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
法 十項 において準用する同 法 含む。) 又は租税特別措 置法第六十七條の十八第 十項において準用する同	若しくは租税特別措置法 第六十七條の十八第十項 において準用する同法	同上	同上	第六十七條の十八第十項 において準用する同法第 六十六條の四の二第一項 の	第六十七條の十八第十項 (国外所得金額の計算の 特例)において準用する 同法第六十六條の四の二 第一項(一)	第六十七條の十八第十項 において準用する同法第 六十六條の四の二第一項 の

第五項及び第六項の帳簿書類（その写しを含む。）の留置きに関する手続その他第一項から第四項まで、第七項及び前項の規定の適用に関する事項は、政令で定める。

第三項の帳簿書類（その写しを含む。）の留置きに関する手続その他第一項、第二項、第四項及び前項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(農業協同組合等の合併に係る課税の特例)

**第六十八条の二** 次に掲げる合併で平成十三年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に行われるもののが共同事業合併（当該合併に係る被合併法人の当該合併前に行う主要な事業のうちのいずれかの事業と合併法人（法人を設立する合併にあつては、他の被合併法人）の当該合併前に行う主要な事業のうちのいずれかの事業とが相互に関連することその他の政令で定める要件を満たすものをいう。）に該当する場合における法人税法その他の法令の規定の適用については、法人税法第二条第十二条の八ハ中「共同で事業を営むための合併として政令で定めるもの」とあるのは、「行う租税特別措置法第六十八条の二（農業協同組合等の合併に係る課税の特例）に規定する共同事業合併に該当する合併」とする。

一 全国の区域を地区とする農業協同組合連合会とその会員たる農業協同組合連合会（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第二条第一項第一号に規定する信用農業協同組合連合会を除く。）との合併  
二 省略  
三 省略  
四 省略

(課税所得の範囲の変更等の場合の特例)

**第六十八条の三の四** 特定普通法人（一般社団法人若しくは一般財團法人又は医療法人のうち、法人税法第二条第九号に規定する普通法人であるものをいう。以下この条において同じ。）が公益法人等（同法第二条第六号に規定する公益法人等をいう。以下この条において同じ。）に該当することとなる場合には、その該当することとなる日の前日に当該特定普通法人が解散したものとみなして、第五十五条から第五十五条の三まで、第五十五条の五、第五十六条、第五十七条の三から第五十七条の五まで及び第五十七条の八の規定その他政令で定める規定を適用する。

(農林中央金庫等の合併に係る課税の特例)

**第六十八条の二** 次に掲げる合併で平成十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に行われるもののが共同事業合併（当該合併に係る被合併法人の当該合併前に行う主要な事業のうちのいずれかの事業と合併法人（法人を設立する合併にあつては、他の被合併法人）の当該合併前に行う主要な事業のうちのいずれかの事業とが相互に関連することその他の政令で定める要件を満たすものをいう。）に該当する場合における法人税法その他の法令の規定の適用については、法人税法第二条第十二条の八ハ中「共同で事業を営むための合併として政令で定めるもの」とあるのは、「行う租税特別措置法第六十八条の二（農林中央金庫等の合併に係る課税の特例）に規定する共同事業合併に該当する合併」とする。

一 農林中央金庫と信用農業協同組合連合会（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第二条第一項第二号に規定する信用農業協同組合連合会をいう。次号において同じ。）との合併  
二 全国の区域を地区とする農業協同組合連合会とその会員たる農業協同組合連合会（信用農業協同組合連合会を除く。）との合併  
三 同上  
四 同上  
五 同上

(課税所得の範囲の変更等の場合の特例)

**第六十八条の三の四** 特定普通法人（一般社団法人若しくは一般財團法人又は医療法人のうち、法人税法第二条第九号に規定する普通法人であるものをいう。以下この条において同じ。）が公益法人等（同法第二条第六号に規定する公益法人等をいう。以下この条において同じ。）に該当することとなる場合には、その該当することとなる日の前日に当該特定普通法人が解散したものとみなして、第五十五条から第五十五条の三まで、第五十五条の五、第五十六条、第五十七条の三から第五十七条の五まで及び第五十七条の八の規定その他政令で定める規定を適用する。